

高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、授業料相当額を助成することで、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校学び直しへの支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年告示第52号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 この補助金は、三重県立高等学校条例（昭和39年条例第46号）第1条に規定する高等学校の生徒であって、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項各号（第7号を除く）の全てに該当する者に対し、月を単位として、授業料の月額（以下「学び直し支援金」という。）を、予算の範囲内において支給する。

2 学び直し支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族とする場合に限る。）は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から12万円（特定扶養控除と扶養控除の差に相当する額）を減じることとする。

(支給期間)

第3条 学び直し支援金の支給期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 全日制 12月
- (2) 定時制及び通信制 24月

(交付の申請)

第4条 学び直し支援金の交付を受けようとする者は、受給資格認定申請書を在学する高等学校に提出しなければならない。受給資格認定申請書の提出を受けた高等学校は、受給資格認定申請者一覧を作成し、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 三重県教育委員会教育長は、前条の規定により受給資格認定申請者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、受給資格の認定を行い、受給資格認定通知書により、受給資格の認定を受ける者（以下「受給権者」という。）が在学する高等学校を通じて当該受給権者に通知するものとする。

2 前項において、受給資格の認定に併せて支給決定を行う場合は、支給決定通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、当該受給権者に通知するものとする。

(届出)

第6条 受給権者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

以下「法」という。)第17条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年省令第13号。以下「規則」という。)第11条の規定の例による届出が必要な場合には、収入状況届出書を在学する高等学校に提出しなければならない。受給権者から収入状況届出書の提出を受けた高等学校は、収入状況届出者一覧を作成し、三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

(交付の変更)

第7条 三重県教育委員会教育長は、前条の規定により収入状況届出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、変更支給決定を行う場合は、変更支給決定通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

2 前項において、変更支給決定に併せて受給資格を消滅させる場合は、受給資格消滅通知書により、受給資格を消滅させる者が在学する高等学校を通じて、受給資格を消滅させる者に通知するものとする。

(支払いの差止め)

第8条 三重県教育委員会教育長は、受給権者から規則第11条第1項の規定による収入状況届出書の提出がなく、受給権者が在学する高等学校から別に定める期日までに収入状況届出者一覧の提出がない場合には、受給権者に対する学び直し支援金の支払を一時差止めする決定を行い、支払差止通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて受給権者に通知するものとする。

(支給の停止、再開)

第9条 受給権者が休学した場合において、受給権者が支給停止申出書を在学する高等学校に提出したときは、支給停止申出書の提出を受けた高等学校は、支給停止申出者一覧を作成し、三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

2 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による支給停止申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、支給停止通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

3 前項において、支給停止の決定に併せて変更支給決定を行う場合は、変更支給決定通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする(入学、転入又は編入をした日と同じ日に休学した場合を除く。)

4 支給停止の決定を受けた者が支給再開を希望するときは、支給再開申出書を高等学校に提出しなければならない。支給再開申出書の提出を受けた高等学校は、支給再開申出者一覧を作成し、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

5 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による支給再開申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給再開の決定及び変更支給決定(支給が初回の場合は、支給決定)を行い、支給再開通知書及び変更支給決定通知書(支給が初回の場合は、支給決定通知書)により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

(支給の廃止)

第10条 受給権者が転学又は退学するときは、受給権者が在学する高等学校は、受給資格消滅者一覧を作成し、三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

2 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、受給資格消滅の決定を行い、受給資格消滅通知書により、受給資格消滅者一覧を提出した高等学校を通じて、転学又は退学する者に通知するものとする。

3 前項において、受給資格消滅の決定に併せて学び直し支援金の変更交付決定を行う場合は、変更支給決定通知書により、受給資格消滅者一覧を提出した高等学校を通じて、転学又は退学する者に通知するものとする。

(実績報告、額の確定及び支払い)

第11条 受給権者の在学する高等学校は、受給権者がすでに授業料を納付している場合を除き、受給権者の授業料に係る納付書を、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

2 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による納付書の提出をもって、実績報告に代えるものとする。

3 三重県教育委員会教育長は、第1項の規定による納付書の提出があったときは、納付書に基づいて額の確定を行ったうえで学び直し支援金を支払い、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(その他)

第12条 この要領に規定する申請書等の様式は、別に定める。

2 その他この要領に定めのない事項については、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）及び規則の定めによるものとする。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要領は平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月27日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、令和4年7月支給分以降から適用する。

附 則

この要領は令和6年2月13日から施行し、改正後の高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年7月11日一部改正）

(施行期日)

第1条 この要領は令和7年7月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年度に限る特例)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第2条第1項中「第7号を除く」とあるのは、「第7号及び第8号を除く」と読み替えるものとする。

第3条 学び直し支援金の支給を受ける生徒のうち、高校生等臨時支援金交付要領（以下「臨時支援金交付要領」という。）第2条の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第2条第1項の額に、法第3条第2項第3号の適用を受けずに高等学校等就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第2条第1項に規定する学び直し支援金の額とする。

（臨時支援金の不支給）

第4条 学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、臨時支援金交付要領第2条に規定する臨時支援金は支給しないものとする。